

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 3 年 7 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	40	事業名	就農者確保の推進事業	事業番号	(7)-49-5
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(1,765 千円) 3,765 千円	全体事業費	(1,765 千円) 3,765 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 47.4%（令和 3 年 4 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、就農者確保の推進事業として次の事業を実施する。 ・移住者及び二拠点居住者が農業を体験するための農地を借り、移住者向け体験農園を開設する。 ・農作業の手ほどきとして農業指導者の斡旋を行う。 ・就農希望者のために農地や農機具のシェアリング制度を創設する。 ・川俣シャモ・トルコギキョウの町特産品（以下、「対象農産物」という。）の生産に関し、就農した移住支援金対象者に対して、移住促進のための更なる支援を行う。 （中期戦略 5（1）③就農者確保の推進）					
当面の事業概要					
＜令和 3 年度（第 2 回）＞ 対象農産物の生産に関し、高齢化が進んでいる生産者の後継者不足を解消し、産地の将来とブランド価値の維持を図るため、対象農産物に関する就農をした移住支援金対象者に対して、 【申請時に満 49 歳以下の場合】 世帯の場合 最大 2,000 千円、単身の場合 最大 1,200 千円 【申請時に満 50 歳以上 65 歳未満の場合】 世帯の場合 最大 1,000 千円、単身の場合 最大 600 千円 の更なる支援を行う。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					

関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 3 年 7 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	住居確保支援事業	事業番号	(7)-49-8
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費		全体事業費			
	1,000 千円				1,000 千円
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 47.4%（令和 3 年 4 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、移住者の住まいを確保する必要があることから、移住支援金対象者が居住することを目的として空き家を取得する場合の空き家の改良に係る経費の支援を行う。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）					
当面の事業概要					
＜令和 3 年度（第 2 回）＞ 移住支援金対象者が 5 年以上居住する目的で空き家バンクに登録されている空き家を購入することを要件とし、空き家の改良に係る経費について、リフォーム事業者等に対して最大 100 万円（実費精算）を給付する。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
関連する事業の概要					
特になし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 3 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	44	事業名	二地域居住支援事業		事業番号	(7)-49-9
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		1,000 千円	全体事業費		1,000 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 47.4%（令和 3 年 4 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たって必要となる人材を獲得するため、空き家を取得し二地域居住を行う者に対し、移住促進のための個人支援を行う。 <u>（中期戦略 3（1）、（2）、（4））</u>						
当面の事業概要						
＜令和 3 年度（第 2 回）＞ 本町内で特産品に関する就農を行う人材や、空き店舗等において特産品を利用した商品の開発や販売を行う人材、自治会活動等、本町の課題解決に資する活動への参加を行う人材を獲得するため、空き家を取得し二地域居住を行う者に対し、世帯最大 1,000 千円、単身最大 600 千円の個人支援を行う。 なお、空き家の増加は町全体の課題である一方、利用可能な資源でもあり、利活用を通じて地域の住環境維持・荒廃抑制に資するものであることを踏まえ、空き家バンクに登録されている空き家の取得を要件とする。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
関連する事業の概要						
特になし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 3 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	45	事業名	中山工業団地拡充整備事業	事業番号	(6)-46-3
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	19,076（千円）	全体事業費	19,076（千円）		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
川俣町民が継続して定住できる町へ復興するためには、町内の既存産業のさらなる発展や新規産業の積極的な誘致により雇用機会の創出を図り、避難指示により就業機会を失った山木屋地区住民をはじめとして、町外へ避難した住民の帰還・移住等、特に、山木屋地区への帰還・移住等を促進しなければならない。 このことから、町内に若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能な活力ある経済社会を構築することにより、山木屋地区を含む川俣町全体の復興を加速することが必要である。					
事業概要					
地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じるため、中山工業団地の敷地を拡張する。 中山工業団地の空き区画は、いずれも小規模な空き区画（0.1ha～0.4ha）であり、これまで企業誘致に努めてきたものの、平成 10 年 3 月の造成完了以降、継続して空き地状態であり、企業ニーズに合致していないと考えられる。 本事業では、これら小規模な空き区画について、より広い区画を求める企業ニーズに対応できるよう空き区画を統合・拡張し、約 2ha の区画とすることによって企業を誘致し、雇用機会の創出を促進するものである。 なお、復興庁が令和 2 年度に行った住民意向調査（対象：山木屋地区の世帯の代表者（515 世帯））によると、山木屋地区への帰還意向について、「まだ判断がつかない」と回答した者（7.4%）のうち、山木屋地区への帰還を判断するために必要なこととして、33.3%が「働く場の確保の見通し」と回答しており、本事業により働く場を創出することは、山木屋地区への帰還・移住等を促進することに寄与するものである。					
【川俣町復興計画（第 2 次）P34】					
(2) 商工業の振興					
既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。 <重点事業> ◎工業団地への企業誘致 新たな産業、雇用創出のため、企業誘致を強力に推進します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 3 年度>					
より広い区画を求める企業のニーズに対応できるよう、敷地の拡張を行うための造成準備事業に着手する。					

(事業費)	
測量費	
地質調査費	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
避難指示解除後も若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じる。 中山工業団地は、平成 10 年 3 月に造成完了以降、複数の小規模区画が空き地状態である。本敷地を有効活用し、町内外の雇用の受け皿とするため、早期の整備が必要である。	
関連する事業の概要	
ふくしま産業復興投資促進特区制度による優遇措置（法人税、固定資産税等の課税の特例）と連携し、新規雇用創出を支援する。	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	